募集型企画旅行(国内旅行用)取引条件書

この度は当社の募集型企画旅行にお申込みをいただき誠にありがとうこさいます。 この旅行条件書は、旅行業法に基づき、お客様に交付する旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部です お申込みに際してはバンフレットや本旅行条件書を十分ご確認の上、本募集型企画旅行の内容につき、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1 募集型企画旅行契約

- 行日程表に記載している発地を出発 (集合) してから、着地に帰着 (解散) するまでとなります。

2 旅行契約のお申し込み・ご予約

- ことができなかりた場合」は、当社のは当該中心並ぞ主頼れい戻し いたします。 本項(5)の場合、手配完了は保証されたものではございません。 申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払 い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部 として取り扱いいたします。

コース区分	申込金(お一人)
日帰りコース	500円
当社バス利用宿泊コース・宿泊バック	1,000円
他社交通機関利用コース	3,000円

但し、特定期間、特定コースにつきましては別途募集パンフレット またはホームページに定めるところによります。

3 お申し込み条件

4 旅行契約の成立時期

- (1) 第2項(3)(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金
-) 第2項(3)(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金 を受理した時点で成立いたします。)第2項(5)の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能と なり、かつこの時点までにお客様よりキャンセル待ち登録の解除の お申し出がなく、当社らが契約締結が可能になった旨をお客様に 知し申込金を受領した時点で成立いたします。 電話またはご来店による事前のお申し込みまたはご予約が一切な く、ファクシミリ、電報、テレックス、Eメール及び郵便などにて お申し込みまたはご予約がなされた場合は以下の時点で成立いたし セオ
- - う。○事前に申込金のお支払いがあったときは、当社らが承諾した旨の
 - ○事前に中込金のお文払いがありたことは、当社りが承諾した自め 通知を発した時。②事前に申込金のお支払いがないときは、当社らが申込金を受理した後に当社らが承諾した旨の通知を発した時。

5 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。(2) 当社らはあらかじめ本項(1)の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、利用する運送機関な名称及び便名、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の可由までにお渡しいたします。(関則として旅行開始日の2週間前~7日前にはお渡しするよう努力いたしますが、年末年始中ゴールデンウイークなど特定時期出発コースの一部では旅行開始日の間間にお渡しいたします。)日、お申し込みが旅行開始日の前日まではお渡しいたします。)日、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しりなり場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
 (3) 当社らは、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。な場合は、お客様の使用する場合機能に備える場合がございます。なり、お客様を得しています。なり、お客様のであります。
- いたしょう。 本項(3)の場合、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録する ためのファイルが備えられていないときは、当社らの使用する通信 機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項 を閲覧したごとを確認いたします。

6 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目 にあたる前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算し てさかのぼって10日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行 開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます

7 お支払い対象旅行代金

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈の無い場合、満12歳以上の方は大人代金、海6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
 (2) 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」を「追加代金として表示した金額」を「追加代金として表示した金額」を「追加代金として表示した金額」を登ります。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金、消費税等諸税。 (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な
- が介えない。 心付。 その他バンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示した もの。 上記(1)~(3)の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されな くても原則として払い戻しはいたしません。

9 旅行代金に含まれないもの

- 第8項の他は旅行代金に含まれておりません。その一部を以下に
- 例示いたします。 起過手荷物料金(既定の重量、容量、個数を超える分について)。 クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対する チップ、その他追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴う 税・サービス料。 傷害、疾病に関する医療費など。
- (3) 傷害、疾病に関する医療費など。
 (4) 日本国内の空港施設使用料(但し、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます。)。
 (5) 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージなど)。
 (6) ご自宅から発着地など集合・解散地点までの交通費、宿泊費など。
 (7) 希望者のみが参加するオブショナルツアー(別途料金の小旅行)などの場合

10 追加代金と割引代金

第7項でいう「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告またはパンフレット、ホームページなどに表示した以下のものをいい

ょり。 追加代金

- 追加化金 ①ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップのための追加代金。②航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。③「食事なレプラン」などを基本とする場合の「食事付きプラン」などの追加代金。(「観光なレプラン」などを基本とする場合の「観光付きプラン」などの追加代金。

- との追加代金。 「延泊プラン」「途中延泊プラン」による延泊代金 その他「〇〇〇プラン」「〇〇〇追加代金」とし追加代金を表示 したもの。
- (2) 割引代金 ①「子供割引」など、年齢、参加人員、その他条件による割引代金。 ②その他「○○○割引」とし割引代金を表示したもの。

11 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約的各分及更 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運 途・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初 の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供、その他当社の 関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実 態を因るため止むを得ないときは、お客様にあらかしめ速やかに当 該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果 関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合がご さいます。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に ご説明いたします。

12 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の金額の変更は一切いたしません。 (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などによ

旅行企画・実施 新潟県知事登録旅行業第2-100号 全国旅行業協会正会員

16. 頸城自動車株式会社 新潟県上越市石橋2丁目12番52号

- 新潟県上越巾石橋27 目12番52号
 り通常想定される程度を大幅に起えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのほって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。) 第11項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。) 第11項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。) が増加したときは、運送・福泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- します。 (4) 当社は、運送・宿泊機関などの利用人数により旅行代金が異なる 旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰す べき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面に 記載した範囲内で旅行代金を変更いたします。

13 お客様の交替

- (1) お客様は当社の定める申込期限内であらかじめ当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、この場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、所定の用紙を当社らに提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額の手数料を支払いいただきます。
 (2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社らが受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を聴り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお、当社は、申込み期限、コース、空席状況などにより当該交替をお断りする場合がございます。

14 旅行契約の解除・払い戻し

- 旅行開始前の解除・払い戻し (1) 旅行開始前の解 ①お客様の解除権
- ○か容様の解除権 (ア) お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、解除のお申し出は当社らの営業時間内にお受け致します。

〈国内旅行〉

取消料(おひとり)	
旅行代金の20%	
旅行代金の30%	
旅行代金の40%	
旅行代金の50%	
旅行代金の100%	

貸切船舶を利用するコース

- 当該船舶に係る取消料の規定によります (バンフレット等に記載します。)。
- (イ) お客様は次の各号に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解
- (イ) お客様は次の各号に該当する場合は取消料なして旅行契約を解除できます。 a.第11項に基づき、旅行契約内容の重要な変更が行われたとき。但し、その変更が第22項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。 b.第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。 C.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、 官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円 滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大 まいとき。

- きいとき。
 d.当社らがお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 e.当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 (ウ) 当社らは本項「(110の①の (ア)」により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①の(イ)」により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
 ②当社の解除権
- 図当社の解除権 (ア) お客様が第6項に規定する前日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合がございます。このときは、本項「(1)の①の(ア)」に規定する取消料と同額の違約料をお支払

- ときは、当社は旅行契約を解除する場合がございます。このときは、本項「(1)の①の(ア)」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 (イ)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合がございます。

 a お客様が当社かあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになの事由により、当該旅行を耐えられないと認められるとき。

 c. お客様が当社からかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしているとが明らかになの事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

 c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

 c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

 c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

 c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

 c. お客様の別等集パンレき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に、旅行中止を通知いたします。

 f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行中体放就しないとき、あるいはをのおそれが極めて大きいとき。

 g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生した場合において、旅行日程に従った旅行の安全かつ円済な実施が不可能となったとき、または不可能となるるたれが極めて大きいとき。

 h. お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したき。
 (ウ)当社は本項「(1)の②の(イ)」により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

 2) 旅行開始後の解除、払い戻し

 ①お客様の解除・払い戻し

 ①お客様の解除・払い戻し

 ①お客様の解解をするの解除・払い戻し

 ①お客様の解除・払い戻し

 ①お客様の解解をするにより途中で難回された場合は、お客様の権利

- 2) 旅行開始後の解除・払い戻し
 ①お客様の解除・払い戻し
 ①お客様の解除・払い戻し
 (ア) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利
 放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 (イ) 旅行の開始後であっても、お客様の声に帰さない事由により旅
 行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払う
 ことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解
 除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分に相当する代金から当該旅
 行サービスに対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額 (当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたもの
 をお客様に払い戻しいたします。
 (②当社の解除権・払い戻し
 (ア) 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様
 - (ア)旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様

にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除する場合がござ

- a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の

a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の 継続に耐えられないと認めもれるとき。 b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の 者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行 若に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該 旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。 C.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合に おいて旅行の継続が不可能となったとき。 d.お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力 であると判明したとき。 (イ)当社が本項「(2)の②の(ア)」の規定に基づいて旅行契約を 解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かつて のみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行 サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたも のといたします。 のといたします

のといたします。 当社の協関については、自然は万様かなどれたりのといたします。 (ケ) 解除の効果及び払い戻し 本項「(2)の②の (ア)」に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、本項「(1)の①の (ア)」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはごれから支払われなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻しいたします。 (エ) 本項 [2)の②の (ア) のね。 (」により掛が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配きたりにます。

るための必要な手配をいたします。

15 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、第12項の(1)(2)(4)及び第14項の規定により、お客様に 対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払 い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または 旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅 行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を 払い戻しいたします。
- 払い戻しいたします。) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込み店に払い戻しをお申し出下さい。 本項(1)の規定は、第18項または第20項で規定するところにより、 本客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるもので はございません。) クーポン券類の場としてついては発行したクーボ ン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には旅行 代金の払い戻しができないことがあります。

16 当社の指示

お客様は旅行開始後、旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者 として行動していただくときには自由行動時間中を除き、旅行を安 全かつ円滑に実施するための当社(恋乗員、理地係員または手配代 行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。

17 添乗員と旅程管理

- 添乗員の同行の有無は募集パンフレットまたはホームページに明 示いたします。
- 示いたします。 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員の同行しない 旅行においては旅行先におけるバス乗務員または現地係員が、旅行 を安全かつ円滑に実施するため必要な業務及びその他当社が必要と 認める業務の全部または一部を行います。 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社(添乗員 または手配代行者等を含みます。)の連絡先を最終旅行日程表に明 ラントナーませ、
- 示いたします。 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

が深乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。 交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。高、取扱販売店が体業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や、取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理を対応したことになり、一切の返金を受けられないことになりますのでご注意くだざい。 現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

18 当社の責任

- 18 当社の責任
) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
 2) お客様が次に掲げるような理由により、損害を被られた場合については、原則として本項(1)の責任を負うものではございません。(7)天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。(2)運送・宿泊機関策の事故もしくは火災により発生する損害。(3)運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらのために生する旅行日程の変更もしくは旅行の中止。。(3)運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは除行の中止。(6)自治行動中の事故。(6)食中毒、(7)盗難、(5)直径関係の選近、不過、2日間の選手については、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名様については、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名様につき15万円を限度(当社の故意またはこれらによって生間の場合を除く。)として賠償いたします。

19 特別補償

- (1) 特別補償
 (1) 当社は第18項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、当社が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に損害を被ったときは、お客様またはその法定相続人に死亡補價金として1,500万円、入院見日数により1万円〜5万円をお支払いいたします。また、所定の身の回り品に損害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」により携帯品損害補償金(15万円を限度、但し、一個または一対についての補償限度は10万円。)をお支払いいたします。信し、現のリ携帯品損害補償金(15万円を限度、但し、一個または一対についての補償限度は10万円。)をお支払いいたします。信し、現のリカル、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償いたしません。
 (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酢し達転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受額、疾病などの他、募集型企画旅行の旅行程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライター提集、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭集、ジャイロブレーン搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
 (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行

われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「募集型企画旅行参加中」とはいたしません。 当社が第18項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(または全部)に充当いたします。

20 お客様の責任

20 お各様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠債を申し受けます。(2) お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行社の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において、過やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21 オプショナルツアーまたは情報提供

- 21 オブショナルツアーまたは情報提供
) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加
 料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(以下「当社企画・
 募集・実施のオブショナルツアー」といいます。) は募集パンフレットまたはホームベージなどで「企画・実施・頸城自動車株式会社」などと明示いたします。当社企画・募集・実施のオブショナルツアーに対する第19項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱いいたします。
) 募集パンフレットまたはホームベージなどでオブショナルツアーの企画・募集・実施が当社以外の旅行会社などである旨を明示した場合には、オブショナル参加中にお客様に発生した第19項(特別補償)で規定をする損害に対しては同の規定に基づき損害賠償金または見舞金を支払います。また当該オブショナルツアーの催行に表されて当なが言様を変した。
 場合は、オブショナルを動中にお客様に発生した第19項(特別補償)で規定も対しては同の規定に基づも損害服役金係の主催者の責任及びお客様の責任は全て、当該オブショナルツアーが催行される当該主催者の定めによります。
 3) 当社は、募集パンフレットまたはホームページなどで「単なる有、報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規程は捕獲いたしますが、それ以外の責任を負いません。
 22 旅程保証といたしますが、それ以外の責任を負いません。

22 旅程保証

2 旅程保証) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合 (但し、次の①、②、③で規定する変更を除きます。)は、第7項 で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗り て得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内 はお客様にお支払いいたします。但し、当該変更について当社に第 18項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、 変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお 支払いいたします。 ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払 いいたしませれ(但し、サービスの提供が行われているにもかかわ らず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします。)。 (ア) 天災地変。(イ) 戦乱。(ヴ) 暴動。(エ) 官公署の命令。

たことによる冬更い場合は冬天棚倶重をわえれいいたります。)。 (ア)天災地変。(イ)戦乱。(ウ)泉動。(エ)官公署の命令。 (オ)欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の 中止。(カ)遅延、運送スケジュールの変更など当初の連航(運 行) 計画によらない運送サービスの提供。(キ)旅行参加者の生命 または身体の安全確保のため必要な措置。

るたは3月〜700年に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。 ③券集パンフレットまたはホームページに配載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サー

の券来パップレットなんにか、コペーンに配収した所に当を旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行作に当窓旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
② 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限といたします。また、ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いたしません。
③) 本項(1)(2)に基づき変更補償金をお支払いいたしません。
4) 本項(1)(2)に基づき変更補償金をお支払いに替え、これと同等またはお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはが要して価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行り場合がございます。

⑤) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第18項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

変更補償金の額=

当社が変更補償金を 支払う変更	変更補償金の額= 1件につき下記の率× お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前 日までにお客様 に通知した場合	
①募集パンフレット又はホームページに記載した旅 行開始日又は終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集バンフレット又はホームページに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③募集パンフレット又はホームページに記載した運 送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変 更(変更後の等級及び施設の料金の合計額が契約書 面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に 限ります)	1.0%	2.0%
④募集バンフレット又はホームページに記載した運 送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤募集パンフレット又はホームページに記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる使への変更	1.0%	2.0%
⑥募集バンフレット又はホームページに記載した宿 泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
①募集パンフレット又はホームページに記載した宿 泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件 の変更	1.0%	2.0%
⑧上記の①~①に掲げる変更のうち募集バンフレット又はホームページのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

あった事項の変更 かった事項の変更 注:確定書面 (最終於行日程表) が交付された場合には、「契約書面 (募集ルントリまたはホームページ) とおるの名 修確:書面)と誘身替えた上で、変の表を適 用いたします。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との 明または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変 更が生したときは、それぞれの変更が生したときは、それぞれの変更につき1件として で取り扱いたします。 変更が生したときは、それぞれの変更が生したときは、それぞれの変更につき1件として で取り扱いたします。 は、1世にもいましていません。 は、1世にもいましていません。 は、1世につき1件として取り扱いたします。 24・30:または②もより表では、各様と表である。 場合は、1世につき1件として取り扱いたします。 24・30:または③もしくは②もとまをは、 25:30または③もしくは③もしくません。 25:30または③もしくは②もしていては、等級または設備がより高いも のへの変更を伴う場合には適用いません。 25:30または③もしくは②もしていません。 25:30または③もしくは○に掲げる変更が1乗車船などまたは1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船などまたは1泊につき1件として取り扱いいたします。 26:30に掲げる変更については、①~①の料率を適用せず、③の料率を適用したします。

23 通信契約

(1) 当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。) より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いを受ける」ごとを条件に電話、郵便、ファクシミリ、Eメールその

他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合(以下「通信契 約」といいます。)がございます。但し、当社らが提携会社と通信 契約に関わる加盟店契約がないなど、または業務上の理由などでお

契約に関わる加盟店契約がないなど、または業務上の理由などでお 受けいたしかねる場合とございます。) 通信契約により旅行契約の締結をする際は、お申し込みに際し、 申込金の提出に代えて、「お申し込みをしようとするコース名」、 「旅行開始日」、「カード名」、「会員番号(クレジットカード番 号)」、「カード有効期限」などを当社らにお申し出いただきます。 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨 の通知がお客様に到達した時に成立するものといたします。通信契 約での「カード利用日」とは、会員及び当社らが旅行契約に基づく 旅行代金などの支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日をいいま す

。 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカ

(1) 「与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項(1)のの(ア)の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではどざいません。
) 当社らは通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生したさは提携会社の上いたします。この場合、当社らは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日の出り内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては実約書面に記載した旅行精質の解除による私い戻したあっては実わき面に記載した旅行を終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき再務を通知するものとし、お客様に当場補知を行ったま 額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用

24 契約責任者によるお申し込み

24 契約責任者によるお甲し込み
(1) 当社らは、団体・グループを構成するお客棟の代表者(以下「契約責任者」という)から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものようなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。(2) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。(3) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。(4) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
26 按行条件、按行件金の世業

25 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各バンフレット又はホームページ等に明示した日付となります。

26 個人情報の取扱について

- (1) 当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行業者(以下「取扱旅行会社」といいます。)は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービ
- 運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
 ※このほか、当社及び取扱旅行会社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンベーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお顧い。③アンケートのお顧い。④依行参加後のサービスの提供。⑤統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがございます。
)当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施する上で必要となる最小限の範囲内のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがありますが、これは当社が手配をするうえて必要な範囲内とします。

とかありよすか、これは当社か手配をするつえで必要な範囲内とします。
(1) 当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は当社は募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様の希望される手配等が行えない場合があります。
(1) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小駅の範囲からのについて、当社らの間で、共同して別用させていただきます。当社らは、それぞれの企業案内、商品及び催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがございます。
(1) 当社は旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを、守秘義務契約を締結した土産物店に提供することがございます。この場合、お客様の氏名、搭乗日、登場される航空便名などに係る人データを、あらかじめ電子的方法報の個人データを、お客様の氏名、搭乗日、登場される航空便名などに係る人データを、あらかじめ電子的方法者の個人データの提供の停止を希望される場合は、当社のお問い合わせ窓口あて、出発前までにお申し出ください。

27 その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合の それに伴う諸費用、お客様のけが、疾病などの発生に伴う諸費用、 お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動
- 事故等のお申し出について旅行中に、事故などが生じた場合は、 事故等のお申し出について旅行中に、事故などが生じた場合は、 直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知、ださい。 くし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第 ご通知ください。)
- (もし、週知できない事情かある場合は、その事情かなくなり次第 ご適知ください。) 小人代金は旅行開始日当日を基準に、小学生以下の方に適用いた します。但し、募集パンフレットまたはホームページ内で別に定め ている場合はこの限りではございません。) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社の マイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに 関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っ ていただきます。また、契約書面や確定書面に記載した利用航空会 社や搭乗区間などの変更により、当社は理由の如何に関わらず第 18項(1)ならびに第22項(1)の責任を負いません。また、いかなる 場合でも実際に搭乗がなされなかった場合には、当該航空会社は規

- 福、行海、松田市などの名楽にない、当れは日かの知時に関わりかれる。 「お取信的などの文学にない、当ればいません。 場合でも実際に搭乗がなされなかった場合には、当該航空会社は規定によりマレージの積算を致しません。) 天候等の不可抗力により航空機等の運送期間のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担なります。) 旅館ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加書者への賠償金請求や売商品の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また死に、後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。 〇) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9)
- この条件書に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約 の部)によります。当社旅行業約款をご覧ください。 (2020.4.1)